

# 「貸金庫規定」の改正について

令和2年3月2日  
東栄信用金庫

当金庫は、平成30年2月に金融庁が公表した「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」や、令和2年4月より「民法の一部を改正する法律」が施行されることに伴い、当金庫の貸金庫規定を下記の通り改正しますのでお知らせします。

## 記

### 1. 改正する規定

- ・貸金庫規定

### 2. 改正日

令和2年4月1日（水）

### 3. 主な改正内容

#### ○届出事項の変更等（下線部分を追加・変更）

- (1) 印章を失ったとき、または印章、名称、代表者、代理人、住所のほか職業、事業の内容、国籍、在留資格、在留期間、取引目的等の法令等にもとづき当金庫が確認したその他の届出事項に変更があったときは、直ちに当金庫所定の方法によって当店に届出てください。

#### ○成年後見人等の届出（下線部分を追加）

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要事項を届出てください。  
また、借主の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人等の氏名その他必要事項を届出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監

督人の選任がなされている場合にも、前2項と同様に、直ちに書面によって届出てください。

(4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって届出てください。

(5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

○取引の制限等（下線部分を追加）

(1) 当金庫は借主の情報等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認資料や資料の提出を求めることがあります。借主から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。

(2) 日本国籍を保有せずに本邦に居住している借主は、在留資格および在留期間その他必要な事項を当金庫所定の方法により届出てください。この場合において、届出のあった在留期間が経過したときまたは借主が在留資格の取り消しを受けたときは、当金庫は本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。

(3) 第1項の各種確認や資料の提出の求めに対する借主の回答、説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触するおそれがあると判断した場合には、本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。

(4) 第1項から第3項に定めるいずれの制限についても、借主からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。

○解約等（下線部分を追加）

(1) 省略

(2) ①～⑤ 省略

- ⑥ 法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるとき
- ⑦ この取引がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められるとき
- ⑧ 当金庫が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって、借主について確認した事項及び第12条1項に定める借主等の各種確認や提出された資料に際し、虚偽であることが判明した場合
- ⑨ 第12条第1項から第3項に定める取引の制限が1年以上に亘って解消されない場合
- ⑩ 本項第6号から第9号に該当するに疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当金庫からの要請に応じない場合

○保証人(下線部分を追加・変更)

保証人は、この契約から生じる以下の債務について借主と連帯して履行の責めに任ずるものとします。この契約が継続された場合も同様とします。

- (1) 第3条各項に規定する手数料につき、5年分を限度とした金額の支払い。
- (2) 第8条第2項に規定する、正鍵を紛失・毀損した場合の取替え費用相当額の支払い。
- (3) 第13条各項に規定する解約に際し、遅延損害金や公証人の立ち合いに要する費用等借主の負担すべき費用の支払い。

○規定の変更(下線部分を追加)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表その他の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものと

します。

○準拠法、裁判管轄（下線部分を追加）

この貸金庫の使用契約の準拠法は日本法とします。この貸金庫の使用に  
関して訴訟の必要が生じた場合には、当金庫本店の所在地を管轄する地方  
裁判所または簡易裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

以 上

※改正後の規定につきましては、「各種規定集のご案内」をご覧ください。

